

6 保護者や関係機関との連携

(1) 保護者との連携

特別な教育的支援を必要とする子どもへの教育的ニーズに応じた指導を進めていくためには、学校としての方針等を保護者に説明し、理解を得ることが大切です。

また、支援を行う際には、保護者との情報の共有に心掛けることを大切にしましょう。その前提となるのが、保護者との信頼関係です。保護者の気持ちを共感して受け止め、子どものよさを伸ばしていきたいという視点を大切に、話し合しましょう。

校内学びの支援委員会（特別支援教育コーディネーターが中心となって）として、保護者と連携協力できる体制を整えていきましょう。

保護者に伝える内容

- 担任だけではなく、学校全体として、子どもを理解し支援していくことを伝える。
- その子のよさを伸ばす視点を大切にされた支援をしていくことを伝える。
- 学級（学校）でできる、あるいは取り組もうと考える具体的な内容について伝える。
- 改善された点を具体的に確認しながら、支援を進めていくことを伝える。



問題点だけを伝えることは避けましょう

子どもの問題点だけを保護者に直接伝えることは避けましょう。「これならできる」「こうすればできる」という内容を具体的に示すことが大切です。

保護者の話を傾聴し、情報の収集を

保護者は、子どもにとっての最も身近な理解者です。我が子の学習面や行動面での困難さを、様々な姿を通して感じ取っています。

学習、行動、対人関係等についての保護者の見取りやニーズを聞きましょう。家庭の様子、生育歴（言語、社会性、運動等）、医療機関の受診歴、就学前の様子や学校での状況等の情報を保護者の理解を得て収集しましょう。

学校でも共通してできる取組を探るという観点から、家庭での様子や関わり方のポイントなどについて、聞き取りましょう。

そして、校内学びの支援委員会で具体的に検討し、まずはできることから一つずつ取り組み、できたことなどその成果や様子について一つずつ伝えながら、保護者と連携協力して取り組んでいきましょう。

できるところから学校は支援し、

子どもができたことを保護者へ伝えましょう

保護者に誤解を与えやすい態度と保護者が感じるものの例

■無表情・無口

「愛想がない」

「何か不満があるのではないか」

■とにかくよくしゃべる

「状況がよく分かっていないのではないか」

■伝える内容が攻撃的なもの、要求的なものに偏る

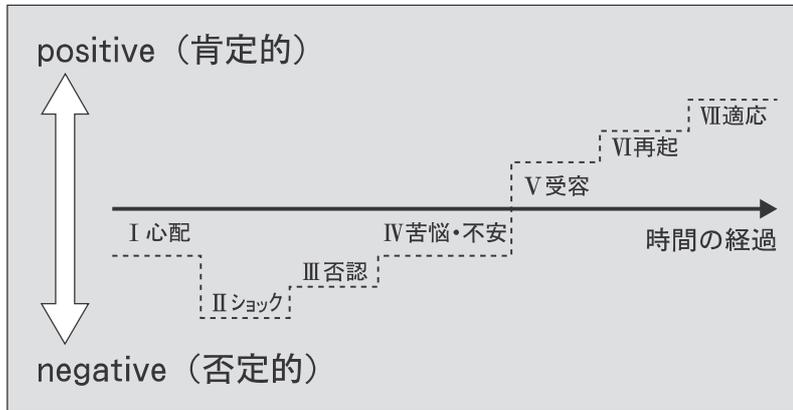
「孤立感やストレスを感じる」

「子育てを批判されている」

保護者の心情に沿った支援を大切に

平井 保氏(1998)は、自分の子どもに障がいがあると知った保護者の心理過程を研究して下図のようにまとめました。

特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援では、その子への支援はもちろん保護者の心情に寄り添った保護者への支援も欠くことのできないものです。



(2) 関係機関との連携

特別な教育的支援を行う際、学校だけでは十分に対応できないことがあり、そのような際には、保護者の理解と同意の下に、子どもが利用している相談・医療機関など関係機関との連携協力がポイントになります。

関係機関との連携に当たっての留意点

以下のことを把握し、整理しておく必要があります。

- 子どもや保護者が現在関わっている機関はどこか。あるいは、以前関わっていた機関や、この先関わることが予想される機関には、どのようなものがあるのか。
- それぞれの機関において、子どもや保護者はどのような支援を受けることができるのか。また、それらの支援をどれぐらいの頻度で受けているのか。
- 各機関からは、どういった情報提供が受けられ、教育的支援や合理的配慮について役立てることができるのか。

他機関との連携の具体例

就学相談に関わって

Aさんが通園していた児童発達支援センター並びに在園していた幼稚園から、発達の状態や集団活動の様子等についての情報提供を受け、就学先を検討する上での参考にした。

教育活動に関わって

Bさんは、軽度の肢体不自由があり、児童発達支援センターに通っていた。そこで、訓練を担当しているOT*と連絡を取り、Bさんの運動機能の状態について詳しく説明を受けた。また、小学校における体育的活動の際の配慮事項についての助言を受けた。 *作業療法士

中学校進学に関わって

Cさん自身が小学校卒業後のイメージをもつことができるように、また中学校がCさんの実態や課題を把握するために、中学校での交流や体験入学を計画し、実施した。

連携の際の留意点

- 外部機関と連絡をとる際には、事前に保護者の了解を得て、各機関と打合せを行う必要があります。
 - ・「何のために、誰に、どのようなことを、どの程度まで聞くのか」ということを保護者に明確に伝えて了解を得ておきます。
- 個人情報の管理を厳重に行います。
- 他機関への連絡に当たっては、その機関が要請する手順に留意します。
 - ・事前にどういう部署や担当者に話を通す必要があるのか。
 - ・こういった書類手続が必要か。
- その機関の方針や、担当者の立場や考えを尊重します。
- 協力してもらえばかりでなく、学校としても他機関に対して協力的な姿勢で対応します。

札幌市における主な関係機関

療育

障がい児入所施設
(自閉症児支援センターさぼこ)
情緒障がい児短期治療施設
(児童心理治療センターこころぼ)
児童発達支援センター
(かしわ学園、みかほ整肢園など)
児童発達支援、放課後等デイサービス
事業所など

「さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業」

各コンシェルジュ機関(札幌市から委託等を受けた医療機関)が、子どもの状態にあった適切な医療機関などを速やかに案内(コンシェルジュ)します。

【対象となる子ども】

- ・こころの悩みを抱える子ども
- ・発達障がい疑われる子ども

【ホームページ(札幌市公式)】

ホーム>健康・福祉・子育て>福祉・会議>障がいのある方へ>支援・サービス>医療を利用しやすく>さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業

【問い合わせ】保健福祉局障がい福祉課 211-2936
教育委員会児童生徒担当課 211-3861

医療

子ども心身医療センター 発達医療センターなど

教育

札幌市教育委員会

札幌市の特別な教育的支援を必要とする子どもを支える仕組み

札幌市学びの支援委員会

教育センター(教育相談室、幼児教育センター)

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、園・学校間連携

特別支援教育巡回相談員、学びのサポーター

市立幼稚園・認定こども園幼児教育支援員

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

相談支援リーダー、相談支援パートナー

教育支援センター、相談指導教室 など

北海道立特別支援教育センター、道立特別支援学校など

親の会
大学
など

労働

北海道障害者職業センター、
ハローワークなど

福祉

児童相談所、区保健福祉部、保健センター
札幌市精神保健福祉センター(札幌こころのセンター)
札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる
障がい者相談支援事業所など

札幌市学びの支援委員会

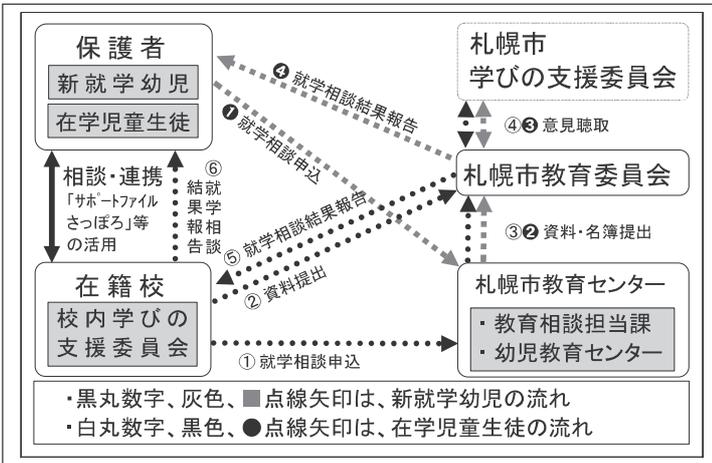
札幌市教育委員会では、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学相談において、障がいの判断やふさわしい教育内容等の検討、学びの場等について総合的に判断するために、札幌市学びの支援委員会への意見聴取を行います。

就学相談と教育相談

就学相談とは、子どもの教育内容や学びの場等について判断する相談です。これに対し教育相談とは、札幌市教育センター・幼児教育センター（以下、「教育センター等」）において、保護者等の心配に応じ、対象となる子どもへの教育的対応などについての相談ですので、就学相談と教育相談は別のものになります。

なお、就学相談の申込は、事前に教育センター等での教育相談を受けることと、校区の特別支援学級や特別支援学校等での見学・相談を受ける必要があります。

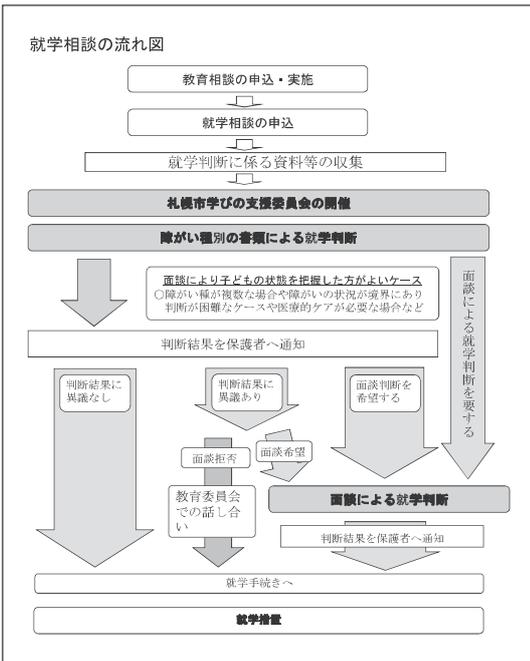
【就学相談経路図】



就学相談に至る過程では、保護者からの相談や担任の気づきから、子どもの抱える困りに対する認識を共有し、将来の自立や社会参加に向けてどのような教育的ニーズがあるかについて保護者の理解を図ることが大切です。

保護者の子どもの障がいに対する受容には期間を要することもあり、校内学びの支援委員会が関係機関等と連携を図っていくことが大切になります。

【就学相談の具体的な流れ】



就学相談に際しては、保護者の同意のもと、学校等に対して資料の提出を求めることになります。各学校では、「学習の様子」や「集団参加の様子」「校内学びの支援委員会及び校長所見」等、それぞれの欄に記載する内容を検討し、適切に作成する必要があります。

判断に当たっては、教育センター等における教育相談を十分に行ったものについて、学校教育法施行令第22条の3、文部科学省第756号通知のほか、教育センター等や関係機関から収集した関係資料などを参考するとともに、学校教育法施行令が平成25年9月に一部改正されており、その改正の趣旨を踏まえながら、総合的に判断を行っています。

※就学相談の詳細についての問合せ先
 札幌市教育委員会
 教育推進課学びの支援係 (211-3851)
 教育相談担当課 (671-3210)
 幼児教育センター (671-3454)

相談の申込み（相談場所共通） **671-3210**（小学生～高校生）
671-3454（幼児）

【電話相談】：直接電話でご相談ください。

【来所相談】：予約が必要です。保護者の方が直接お電話してください。

受付時間 **8:45～17:15**（月～金）

※祝日、年末年始を除く

相談場所

（小学生～高校生）

札幌市教育センター教育相談室

札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター（ちえりあ）内

まこまる（仮称）第2教育相談室 ～ 札幌市南区真駒内幸町2丁目2-2 まこまる3F

（幼児）

札幌市教育センター幼児教育センター

※住所は教育相談室と同じ

各区の研究実践園（市立幼稚園・認定こども園）

中央幼稚園（中央区）、白楊幼稚園（北区）、ひがしなえほ幼稚園（東区）

きくすいもとまち幼稚園（白石区）、あつべつきた幼稚園（厚別区）

かっこう幼稚園（豊平区）、認定こども園にじいろ（清田区）、もいわ幼稚園（南区）

はまなす幼稚園（西区）、手稲中央幼稚園（手稲区）

校内学びの支援委員会による対応だけでは十分な解決が図れないことや、より専門的なアドバイスが必要になる場合があります。

そのような時には、札幌市教育センターの教育相談をご利用ください。

相談の進め方

- 保護者との面談にて、主訴（困っていることなど）を確認し、子どもの発育や発達の様子、学校や家庭における生活の様子を把握します。
- 子どもに対しては、遊びの様子を観察したり、必要に応じて発達に関わる検査を実施したりしながら、子どもの発達の状況等を確認し、子ども理解を深めます。
- 保護者の同意のもとに、学校や医療機関、児童相談所などと連携を図り、実態の把握や問題の所在を総合的に判断します。
- 在籍校に対しては、保護者の了解のもと、支援の手だてや情報提供を行います。
- 必要に応じて、嘱託医による医学的な診断を行います。
- 教育相談は1回で終了する場合もあれば、継続的な相談が必要な場合もあります。
- 相談を進める中で、保護者が特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室が学びの環境としてより適していると十分理解を示した場合、就学相談の手続きを行います。
- 教育センターで相談指導を受けた場合は、欠席や遅刻、早退にはなりません。

※心理検査について

心理検査は、教育相談を進めていく中で、相談担当者の判断により必要に応じて実施するものです。

特別支援学校

特別支援学校は比較的障がいの重い子どものための学校であり、札幌市には道立と市立の特別支援学校があります。市立の特別支援学校は、知的障害（豊明高等養護学校～平成29年度から市立札幌豊明高等支援学校）、肢体不自由（豊成養護学校・北翔養護学校）、病弱（山の手養護学校）に対応しており、平成29年度には知的障害に対応した特別支援学校として、市立札幌みなみの杜高等支援学校を開校します。

特別支援学校は、教育上の専門性を生かしながら地域の小・中学校等を積極的に支援していくこと（地域の特別支援教育のセンター的機能）が求められています。

市立特別支援学校のセンター的機能の内容例

○研修協力機能

- ・市教委主催の特別支援教育に関する研修など、各種研修への協力
- ・特別支援学校の専門性に基づく内容に関する研修会など、特別支援教育に係る研修機会の提供

○相談支援機能

- ・特別支援学校の専門性に基づいた教育相談の実施
- ・他の学校等の個々の子どもの指導に関する相談、個別の教育支援計画等の作成に当たっての支援（特別支援教育巡回相談員との同行による訪問支援を含む）など
- ・合理的配慮についての情報提供

○地域との連携機能

- ・施設設備の提供
- ・地域の方々との触れ合う機会の充実

※全ての市立特別支援学校が一律にセンター的機能を担うのではなく、障がい種（肢体不自由、病弱、知的障がい）など各学校の実状に応じて対応しています。

※平成28年度から、小中学校等の要請に応じて、道立特別支援学校の教員を派遣する「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業を実施しています（北海道教育委員会が実施）。

特別支援学級・通級指導教室

特別支援教育の推進においては、全ての学校で特別な教育的支援を必要とする子どもに対して適切な支援が求められています。その中では、特別支援学級や通級指導教室の担当者も校内リソース（資源）の一つとして、その専門性を発揮し、大きな役割を担います。

校内リソースとして求められる役割

- 校内における特別支援教育や合理的配慮についての情報の提供
- 通常の学級担任からの相談への対応
- 校内の特別な教育的支援を必要とする子どもの個別指導や小集団での指導
- 校内学びの支援委員会における専門的な意見の提供
- 保護者への相談
- 特別支援教育コーディネーターとの連携促進
- 関係機関についての情報提供や連携に際しての調整役等

○特別支援教育の専門性や指導方法等をより有効に活用しながら、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援も含めた学校全体の特別支援教育の推進の中で、積極的に役割を担うことが学級の児童生徒の理解促進にもつながります。

○交流及び共同学習の一層の推進を図ることにより、サブティーチャーとして通常の学級での授業に参加することや交流の時間を活用して、特別な教育的支援を必要とする子どもへの対応を行うことは、障がいの有無にかかわらず子どもにメリットがあり、その充実が求められています。